

[事案 23-162] 年金増額請求

・平成 24 年 12 月 27 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 23-161] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

個人年金保険について、年金支払開始の前日まで 1 年を超える期間がある場合、主契約の年金増額を含む契約上の地位の確認等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 7 月に加入した個人年金保険について、年金の増額を希望したが、保険会社の迅速な対応がなく、その都度、提示される金額も異なり、保険会社に不信感を持っている。約款では、「次の場合には、会社は、増額を取り扱いません。…(略)…(イ)年金支払開始日の前日まで 1 年以内の場合」と記載されているので、年金支払開始日の前日までに 1 年を超える期間があれば、主契約の年金増額ができると解するべきである。よって、主契約の増額を含む契約上の地位を有することの確認、および慰謝料の支払いを求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)主契約の年金増額については、年金増額特約と同様に、新規に年金保険に加入いただく取扱いに準じて、被保険者の健康状態や年齢条件によって特約の引受を判断することとしている。

申立人の契約（60 歳年金支払開始の年金保険）に新規に加入(増額)いただく場合、被保険者の年齢の上限を 50 歳としていることから、増額の期限もこれに準じている。申立人の生年月日、および契約応当日を考慮すると、主契約の増額の期限は、平成 24 年 6 月末となり、これを超えて増額手続に応じることはできない。

(2)慰謝料は不法行為の存在を前提とするものであり、不法行為に相当する違法行為があったとは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理を行っていたところ、保険会社から、和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。